

第71回臨時会

# 下北地域広域行政事務組合議会会議録

令和6年12月20日

下北地域広域行政事務組合議会

## 下北地域広域行政事務組合議会第71回臨時会会議録

議事日程

令和6年12月20日（金曜日）午前10時開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案一括上程、提案理由の説明

- (1) 議案第13号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第14号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- (3) 議案第15号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- (4) 議案第16号 令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

第4 議案審議（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第13号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第14号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- (3) 議案第15号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- (4) 議案第16号 令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21人）

1番	高橋	征志	2番	佐藤	武郎
3番	櫻田	秀夫	4番	白井	二郎
5番	村中	浩明	6番	野中	健徳
7番	井田	茂樹	8番	佐々木	隆徳
9番	佐々木	肇	10番	堺	祐介
11番	竹内	勝雄	12番	南谷	宏三
13番	奥島	貞一	14番	越膳	喜好
15番	蛸島	巨	16番	内藤	要充
17番	横浜	一男	18番	野坂	充一
19番	澤谷	松大	20番	滝口	榮一
21番	佐藤	広政			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	山本	知也	代表者	畑中	稔朗
副管理者	富岡	宏	副管理者	太田	直樹
副管理者	戸田	衛	参与	齋藤	友彦
事務局長	中村	昭男	消防長	畑中	輝幸
会計管理者	中村	智郎	監査委員	小田	晃廣
事務局次長	飛内	義雄	消防本部長	松橋	照和
消防署長	齊藤	正仁	事務局長	上林	啓史
廃棄物施設課長	瀬川	和宏	消防本部長	葛西	毅
事務局幹事	立花	幸一	事務局長	豊卷	隆
事務局主査	嶋澤	進吾	事務課長		

市町村席

佐井村 総務課長	東出	尚哉
-------------	----	----

事務局職員出席者

局課幹  
務務主  
務務括  
事総総

長 内 誠  
伊 藤 愛

物課査  
局課度員  
棄設主  
務務年職  
任計用  
糜施主  
事総会任

佐 藤 貴 昭  
北 上 悦 子

(「異議なし」の声あり)

## ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長(佐藤広政) ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第71回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

## ◎諸般の報告

○議長(佐藤広政) 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議は議事日程により議事を進めます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐藤広政) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、5番村中浩明議員及び17番横浜一男議員を指名いたします。

## ◎日程第2 会期の決定

○議長(佐藤広政) 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

○議長(佐藤広政) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## ◎日程第3 議案一括上程、提案理由の説明

○議長(佐藤広政) 次は、日程第3 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第13号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第16号 令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算までの4件を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

(山本知也管理者登壇)

○管理者(山本知也) おはようございます。ただいま上程されました4議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第13号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、組合職員の給料月額、寒冷地手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するためのものです。

次に、議案第14号及び議案第15号についてありますが、これら2議案は、青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村総合事務組合について、構成団体であります西北五環境整備事務組合が来年3月31日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものです。

次に、議案第16号 令和6年度下北地域広域行

政事務組合一般会計補正予算についてであります  
が、本案は、1億1,935万4,000円の増額補正であ  
りまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額  
は70億2,302万9,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります  
が、総務費では給与改定による人件費を増額して  
おります。

衛生費では人事異動等による人件費を減額して  
おりますほか、処理困難物等処理費を増額して  
おります。

消防費では給与改定による人件費を増額して  
おります。

続きまして、歳入の主なものについてであり  
ますが、歳出との関連において分担金及び負担金  
等を増額しております。

諸収入では、リサイクル資源物売却金の雑入を  
増額しております。

以上をもちまして、上程されました4議案に  
ついて、その大要を申し上げましたが、細部につ  
きましては、議事の進行に伴いましてご質問によ  
り詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜  
りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤広政） これで提案理由の説明を  
終わります。

なお、議員の皆様には事前に議案をお配りし  
ておりますことから、議案熟考の時間は設けま  
せんので、ご了承願います。

#### ◎日程第4 議案審議（質疑、討論、 採決）

○議長（佐藤広政） 次は、日程第4 議案審  
議を行います。

##### ◇議案第13号

○議長（佐藤広政） まず、議案第13号 下北  
地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の  
一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による  
質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤広政） 質疑なしと認めます。以  
上で議案第13号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告があり  
ませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤広政） ご異議なしと認めます。よ  
つて、議案第13号は原案のとおり可決されまし  
た。

##### ◇議案第14号

○議長（佐藤広政） 次に、議案第14号 青森  
県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共  
団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手  
当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による  
質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤広政） 質疑なしと認めます。以  
上で議案第14号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告があり  
ませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤広政） ご異議なしと認めます。よ  
つ

て、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長（佐藤広政） 次に、議案第15号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤広政） 質疑なしと認めます。以上で議案第15号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤広政） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇議案第16号

○議長（佐藤広政） 次に、議案第16号 令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、3番櫻田秀夫議員。

○3番（櫻田秀夫） 2点質問させていただきます。

まず、第4款第1項処理困難物等処理費について、処理困難物等とはどのようなものなのか、詳細についてお知らせください。

2点目は、当初予算では910万円で、補正額が800万円となっておりますが、委託料が倍近い額となっておりますが、予算を組む時点で分からな

かったのかお知らせください。

○議長（佐藤広政） 事務局長。

○事務局長（中村昭男） まず、第4款第1項処理困難物等処理費について、処理困難物等とはどのようなものかについてお答えいたします。

クリーンセンターしもきたに搬入されるごみのうち、マッサージ・トレーニング機器や金庫など、それを処理することで設備機器に著しく損耗を与えるもの、またはソファやスプリングマットレスなど、故障等の原因となる理由で処理が困難なものや、家電リサイクル法対象品等、リサイクル関連法の適用を受け、指定法人等にリサイクルを依頼しなければならないものを処理困難物等としております。クリーンセンターしもきたでは処理せずに、外部処理業者に処理を委託しております。

次に、当初予算では910万円で、補正額が800万円となっておりますが、委託料が倍近い額となっているが、予算を組む時点で分からなかったのかについてお答えいたします。

まず、令和6年度当初予算の編成時点では、新たにクリーンセンターしもきたの稼働を開始するに当たり、令和5年度の処理実績と処理単価に基づき当初予算に計上しておりましたが、今年度第2・四半期までの処理実績を踏まえ、新たな契約単価に基づき、年間委託料を試算いたしましたところ、当初予算額では不足となる見込みから、増額が必要となったものであります。

また、処理困難物等処理委託料の増額につきましては、人件費や燃料費高騰などの社会情勢の影響を受け、昨年度までと比較して、処理単価が大幅に上昇したことが主な要因となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤広政） これで櫻田秀夫議員の質疑を終わります。

次に、7番井田茂樹議員。

○7番（井田茂樹） 歳入の第7款第3項雑入にリ

サイクル資源物売却金とありますが、リサイクル資源物とは何かをお伺いいたします。

また、リサイクル資源物売却金について、これまでの予算決算でも聞いた覚えがない項目ですが、なぜ本臨時会で補正予算に計上されたのかをお伺いいたします。

○議長（佐藤広政） 事務局長。

○事務局長（中村昭男） まず、歳入の第7款第3項雑入にリサイクル資源物売却金とあるが、リサイクル資源物とは何かについてお答えいたします。

リサイクル資源物につきましては、クリーンセンターしもきたに搬入されたごみのうち、リサイクルプラザで破碎、成形または選別、保管されたアルミ缶、スチール缶、鉄くず等の金属類と新聞、雑誌及び段ボール等の紙類のことで、これらを外部の資源化業者に売却した代金をリサイクル資源物売却金としております。

次に、リサイクル資源物売却金について、これまでの予算決算でも聞いた覚えがない項目であるが、なぜ本臨時会で補正予算に計上されたのかについてお答えいたします。

昨年度までは、アックス・グリーンの運営事業者との契約において、ごみを処理する過程で発生する副生成物の処分は、運営事業者側で行うこととしており、リサイクル資源物の売却も運営事業者側で行い、売却金も運営事業者の収入となっております。

本年度、クリーンセンターしもきたの運営を開始するに当たり、新たな運営事業者と売却金の取扱いについて協議した結果、リサイクル資源物の売却及びその収入は組合側で取り扱うこととなったものであります。

この売却金について、9月までの売却実績に基づき試算したところ、年間売却額の見込みがつかれましたことから、本臨時会での補正予算の提案と

なったものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤広政） これで井田茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤広政） 質疑なしと認めます。以上で議案第16号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤広政） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（佐藤広政） これで本臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第71回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時15分



署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 佐 藤 広 政

下北地域広域行政事務組合議会議員 村 中 浩 明

下北地域広域行政事務組合議会議員 横 浜 一 男

# 参 考 资 料

下北地域広域行政事務組合議会第71回臨時会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	1 2 月 2 0 日	金	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程、提案理由の説明 第 4 議案審議（質疑、討論、採決） 閉 会

## 議 案 等 一 覧 表

(管理者提出議案)

議案番号等	件 名	議決月日	審議結果
1 3	下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 2 月 2 0 日	原案可決
1 4	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について	1 2 月 2 0 日	原案可決
1 5	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について	1 2 月 2 0 日	原案可決
1 6	令和 6 年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	1 2 月 2 0 日	原案可決